

海外派遣の実施、中止等に関する判断基準

学生の海外派遣の実施にあたり、危機事象が発生し、派遣の延期・中止、渡航・帰国ルートの変更等を検討する必要があるケースとして以下のものが想定される。

- 1 派遣先国・地域、経由地、世界情勢の事情
- 2 派遣学生本人の事情
- 3 派遣先大学の事情

危機事象発生時の対応は、原則として派遣部署が正確な情報を収集して以下の判断基準に基づき延期・中止、渡航・帰国ルートの変更等の対策を提案し、派遣学生が所属する大学学長の判断によって決定する。

なお、他大学等と協同して行う事業等による派遣の場合は、この基準を参考としながらも他大学と十分に協議を行うものとする。

1 派遣先国・地域、経由地、世界情勢の事情による判断

派遣先国・地域、経由地の事情(社会情勢の変化等)に伴う対応については、原則、文部科学省が運営する海外留学支援制度である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の運営基準に沿い、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省が提供されている「海外安全情報」のうち、「危険情報」¹及び「感染症危険情報」²に基づき判断する。具体的には以下の通りとする。なお、この基準が今後変更される場合は、最新の内容に従う。

| 区分 ^{*1} | 「危険情報」安全対策 「感染症危険情報」予防対策 レベル 1 | 「危険情報」安全対策 「感染症危険情報」予防対策 レベル 2 | 「危険情報」安全対策 「感染症危険情報」予防対策 レベル 3 | 「危険情報」安全対策 「感染症危険情報」予防対策 レベル 4 |
|------------------|--|--|--|---|
| 対応 | 十分に注意してください | 不要不急の渡航は止めてください | 渡航は止めてください (渡航中止勧告) | 退避してください。渡航は止めてください (退避勧告) |
| 時期 | その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です | その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください | その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります) | その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください |
| 渡航前 | 実施(十分に注意) | 延期もしくは中止 | 中止 | 中止 |
| 渡航中 | 継続(十分に注意) | 帰国検討 ^{*2} | 即刻帰国 ^{*3} | 即刻帰国 ^{*3} |

※1: 渡航情報は、1つの国でも地域毎にレベルが異なる場合は、留学先(滞在先)の都市が含まれる地域の情報により判断する。また、乗継ぎによる経由地については、レベル2以下の場合は、空港閉鎖、都市閉鎖等の事態を除いて原則として渡航中止、延期や渡航・帰国ルート変更等の対象としないが、派遣学生には、外出せずに空港内、ホテル内に滞留するよう指示する。レベル3以上の場合は、原則として渡航・帰国ルートの変更を検討する。

※2: 安全が確保されている前提で、留学の継続を認めるが、滞在先では極力外出を避け、情報収集等安全確保には十分に注意する上、いつでも帰国できるよう準備する。安全確保が望めない場合は、留学中止とし、当該地域から早急に退避する。

※3: 帰国を前提とし、第3国への避難も検討し安全を最優先にする。

ただし、派遣先国・地域及び経由地に危険性がなくても、周辺国・地域等に感染症や戦争等、広い範囲で急拡大する可能性のある危険事象が発生した場合は状況に応じて対応を検討する。

2 派遣学生本人の事情による判断

2-1 怪我、病気等が発生した場合

- (1) 渡航前は原則主治医の判断に従い、必要に応じて保護者と協議の上留学の実施又は延期、中止を判断する。
- (2) 派遣中は、1ヶ月以上の入院治療や自宅療養が必要になった場合等、留学の継続が困難となる精神や身体疾患を有した場合、帰国できる状況であれば原則帰国を促す。それ以外のケースは派遣先及び現地の医師の判断等を参考に、必要に応じて派遣学生の所属長、保護者等と協議の上、判断する。

¹ 危険情報とは、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものがある。

² 感染症危険情報とは、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報である。

2-2 派遣先大学から退学処分を受けた場合

原則として派遣を中止し、帰国させる。

2-3 犯罪加害者・被疑者になった場合

犯罪・被疑の内容に応じて本国又は派遣先国・地域の法律、派遣先大学の判断等に基づき適宜判断する。

2-4 犯罪被害者になった場合

被害状況に応じて本人及び保護者と協議して判断する。

上記以外で学生本人から延期・中止・途中帰国の申出があった場合等は、危機事象ではないため、原則として派遣部署は派遣先大学等の了承を得て本人の意思に基づきながら中止・延期・途中帰国等の措置を講ずる上、大学関係部署に書面にて報告するものとする。

3 派遣先大学の事情による判断

派遣先大学において学業継続不可(周辺治安の悪化、大学の閉鎖等)の状態となった場合は、原則として派遣を延期、中止又は帰国させる。

派遣先が最少実施人数未満等により現地授業の実施を中止する場合等は、危機事象ではないため、派遣学生に経緯を説明する上、大学関係部署に書面にて報告するものとする。